

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷八十第

行發日一月三年三十正大

## 論叢

所得稅の轉嫁……………法學博士 神戸 正雄

獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田 庄太郎

獨占的海運同盟に對する政策……………法學士 小島 昌太郎

政治現象の本質……………法學士 恒 藤 恭

鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

## 時論

自作農創定事業の意義と效果……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

婚姻率に就いて……………經濟學士 岡崎 文規

名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三

客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

勞働者負傷の原因調査……………法學博士 河田 嗣郎

照應の理論と社會及經濟統計……………經濟學士 蜷川 虎三

フィジー島の原始共產制……………法學博士 河上 肇

## フィジー島の原始共産制

河上 肇

クノーは一昨年の秋 *Urkommunismus*<sup>1)</sup>と題する論文を『ノイエ・ツァイト』<sup>2)</sup>に連載し、その結論の冒頭に、『以上述べ来たところによつて観れば、原始共産制といふべきものは確に存在してゐるが、しかし其れは、經濟發展の最初期においても既に甚だ異つた色々な形態を探つたものである云々』と述べてゐる。<sup>3)</sup>私は其の色々な形態の一例として、茲にフィジー島の有様を述べて見たいと思ふ。

雜錄 フィジー島の原始共産制

南太平洋に散在せるフィジー群島には、經濟狀態の甚だ幼稚な土人が生活してゐるが、彼等の生活につき稍々委しき記述をなしたものに、*Fijian Society; or the Sociology and Psychology of the Fijians* (1921) といふ本がある。著者ディーン (Rev. W. Deane) は宣教師として自ら此の島に住居した人である。著者の言ふところによれば、此のフィジー島においては、『舊い事物は今や次第に廢たれ、總ての事物が更新されつゝある』<sup>4)</sup>と同時に、『過去のことについて十分の智識を有つてゐる老人も次第に死に絶えつゝある』<sup>5)</sup>といふことだから、その舊態を傳ふるものとしては、この書が或は最後になるかも知れない。私が茲に簡單に紹介しやうとするのは、この書中に現はれてゐる共産制のことである。フィジー島においては、氏族 (*matangali*) が共産制の單位になつてゐるやうである。フィジー人の間にあつては、この氏なるものが、單一の細胞 (*a single cell*) を成してゐる。<sup>5)</sup>それはクノーが名づけて *Famikenkommunismus* と謂へ

第十八卷 (第三號一五三) 七〇三

\* *Biometrika* Vol X 1914.  
1) *Neue Zeit*, 1922, 40. Jahrgang, Nr. 21-24.  
2) 同上, Nr. 24. S. 570.  
3) p. 240  
4) preface p. VII  
5) p. 108.

るもの<sup>6)</sup>に、略ぼ相當するであらう。

第一に土地は、『氏族の間に分配されて居り、さうして氏族の内部では、その單位の必要に應じて管理されてゐる』。其等の土地は本來氏の財産である。と看做されて居り、各人は之が分前を有し、その分前について使用權を有するに過ぎない。もし或人が其のもの、分前に屬してゐる土地を適當に利用しなければ、他の人が、*Buya* (Buya 氏) の同意を経て、之を或る他の目的に使用する。何人も彼れの前前に屬する土地を他人に讓渡することが出来ない。もし誰かが死んで其の子孫がなければ、土地は氏に返還され、それをば氏が適當と信するやうに處分する<sup>6)</sup>。

彼等の間では、大概な重要な仕事は、共同の勞働によつて成される。例へば誰かの家を造る必要がある場合には、氏が其れを任遂げる。それは非常に迅速に、數日の間に出來上がる。だから、特に雨季の際などには、之によつて受くる住民の利益は尠くない<sup>6)</sup>。大きな堀割を造るといふ時にも、氏の人々、または數箇の氏に屬す

る人々が、之に協力する。斯様な譯だから、家なども、之に住まつてゐる人々が其れを所有してゐるのではない。從て土地と同じやうに、それは賣ることが出来ない<sup>11)</sup>。

しかし個人の所有權なるものが全く認められてゐない譯ではない。氏人が其の餘暇を利用して自分だけの勞働で生産したもの、例へば筵、陶器、網、鹽といったやうなものは、それを生産した人の所有に屬する。此等の物は他人に讓渡することも出來、また屢々市 (*Solevu*) において交易される。或る部落と他の部落との申合せによつて此の *Solevu* が催される時は、一方の部落の人々は、例へば豚とか筵とかを持ち寄り、それをば他の部落の住民の生産物たる陶器とか鹽とかいふ物と交易するのである。指定の場所では、前以て色々な儀式が行はれ、限りなき饗宴と歡喜との裡に、交易はゆる／＼と行はれる。

斯様な譯だから、各個人は、他の氏の人々に對しては、明かに個人としての所有權を有つて

6) 前掲, S. 539 以下  
7) p. 104.  
8) p. 118.  
9) p. 108.  
10) p. 102.  
11) p. 118.

ゐるのである。けれども同じ氏に屬する人々に對しては、その所有權は決して絶對的でない。といふ譯は、フィジー島には Kerikeri といふ一種の制度があつて、誰の持つてゐる物でも、それを欲しいと思へば、之を貰ひ受ける要求を爲すことが出來、さうして斯かる要求を受けたならば、其の者は必ず之に應じなければならぬといふことに爲つてゐるからである。斯様な慣習を土語で Kerikeri と謂ふのである。

このケレケレにつき著者デイーンは或る土人と次の如き問答をなしたと云ふ。

問『人々は一般に大きな物を要求することになつてゐるか？』

答『コツブ、皿、テーブル、食物のやうなものが、普通に要求せらるゝ物となつてゐる。』

『もし誰かが君にケレケレしたなら、君は彼がさうしたと云ふことを必ず記憶してゐるか？』

『それは必ず記憶して居る。暫く待つてから、私は私から物を貰つた人の所へ行つて、何か請求するであらう。』

『忘れることは無いか？』

『決して無い。』

『假に君が其の人の所へ行つて何か要求した時に、其の人が之を拒絶したら、何うなる？』

『絶交するまでだ。』

『君は何時でも他人からより善い物を得やうと試みるか？』

『さうだ、私は常に彼からより善い物を得やうと試みる。』<sup>12)</sup>

なほ此のケレケレについて、次のやうな實例が擧げられてゐる。『或時一人の土人が或るヨーロッパ人から贈物として腰巻を貰つた。しばらく経つてから其の土人が先きの贈與者の所へ來た時、重ねて贈與を乞うた、その理由は彼れの親戚の者がやつて來て、前に貰つた分を取つて行つたからと云ふのであつた、自然、贈與者は、何故あれを親戚の者に與へたかを訊いた。ところが彼は之に答へて「おお、私は以前彼れの上着を得てゐるから」と言つた。著者デイーンの經驗したところとして、更に次の如き例も

擧げられてゐる。『フィジー人の或る大工が或時私の仕事をした、さうして其の仕事を終へた後、彼は貨幣を請取つて歸つた。それから間もなく、同じ氏に屬する一人の若者が私の所へやつて來て、「ラツ・タヴァはもう歸つたか？」と尋ねたので、私はさうだと答へ、何かあの人に用事があるのかと訊いて見た。彼は之に答へて、「全く私はあいつに用事があるのだ、私は彼れの金を貰はうと思つてゐるのだ」と言つた。この答は彼れの立場から言へば決してじやうだんではないので、それは社會的に認められてゐるケレケレの制度と全く調和してゐる話なのである』。

さて斯様な制度が何故維持されてゐるかについて、著者の説明するところは次のやうである。——『土人等が斯ういふ習慣を墨守してゐるのは決して不思議でない。彼等は此の制度のお蔭で絶對的の欠乏に陥る氣遣ひのないことを知つてゐる、従て彼等は彼等の適當に理解し得ない他の制度と取替へることを好まぬのであ

る。彼等はまた此の制度が富者の出現に對する一つの防壁であることを認めてゐるのだが、そのことは彼等の考によると、少からぬ利益なのである』<sup>13)</sup>。

之を要するに、フィジー島には、以上述ぶるが如きケレケレの制度があるために、個人の所有權は、同じ氏に屬する人々に對しては、決して絶對的のものではない。かくてフィジー島の土人は、絶對的の共產制から纔に一步を踏み出したばかりだ』と稱することが出来る。恐らく其れは最も極端な共產制の一實例に屬するものであらう。

13) p. 123.

14) p. 119.